

参考資料 7 : 据え置き案

令和 7 年〇月〇日

日向市長 西村 賢 様

日向市特別職報酬等審議会
会 長 三輪 純司

特別職の報酬等の額について（答申）

令和 7 年 7 月 4 日付け発日職第 1 3 8 号にて、貴職より日向市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に対して諮問のありました、特別職の報酬等の額につきまして、本審議会において慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達しましたので、ここに答申いたします。

記

1. 審議の経過

今回の審議については、平成 8 年 1 2 月の改定以降、特別職の報酬が据え置かれていること、また、平成 1 7 年以降、本審議会が開催されていない状況を踏まえ、審議を行った。この間に社会経済情勢は著しく変化しており、近年は特に物価高騰や賃上げの傾向が続いている状況である。

このような中で特別職の報酬等の額についての諮問を受けたところだが、本審議会においては、県内各市や全国類似都市における議員及び常勤特別職の報酬等の状況、本市の財政状況、人事院勧告の状況等あらゆる角度から審議を進めてきた。その結果、以下のような結論に達した。

2. 審議の結果

（1）市長、副市長及び教育長の給料月額について
現状維持（据え置き）とする。

（2）議会の議員の報酬月額について
現状維持（据え置き）とする。

3. 審議内容

審議の主な内容は次のとおりである。

- (1) 平成8年以降、報酬等の改定がなく、この間物価は上昇しており、昨今では社会の賃上げの傾向が顕著であることから、一定の増額改定は必要との意見があった。
- (2) 報酬等を県内他市や全国類似規模の自治体と比較しても、本市が著しく低い金額という認識はもたれなかった。
- (3) 議員報酬については、議員の職務は社会的責任が大きく議会や行政運営の安定化、将来的な人材確保につながるとの観点から、増額を求める意見が出された。
- (4) 一方で、今後見込まれる人口減少や報酬増額に伴う財政負担、市民理解の必要性、現状でも十分高い水準であることを理由に、増額に対しては慎重な対応を求める意見も多くあった。
- (5) 報酬の妥当性が単なる金額の問題ではなく、議員や特別職の職務内容や活動の質、さらには市民に対する説明責任や情報発信の在り方とも密接に関わっているとの認識が共有された。
- (6) 長年、報酬の改定が行われてこなかったこと、その間に物価の上昇や社会全体的な賃上げの流れが見られることを踏まえると、報酬を増額する必要性は理解できるが、現状、既に報酬が年収ベースでかなり高額であることを考えると、さらに増額することについては、市民感覚として納得しがたい。
- (7) 審議する際に財政負担の側面から議員の報酬と議員定数の関係性が切り離せず、また、現在、市民団体から議員定数の適正化などに係る陳情書が議会に提出されていることから、今後の動向を注視しつつ、改めて報酬改定について検討を行うことが望ましいのではないかと。

以上より、現時点においては、報酬額を上げるべきとした一定の意見があるものの、財政負担や市民理解などの報酬改定に関する課題は依然残されており、委員内での統一した意見には至らなかった。

したがって、特別職の報酬等の額を引き上げることについて、現時点においては困難であると判断し、やむを得ず現状維持（据え置き）との結論に至った。

ただし、継続して審議を行うべきとの認識は委員間で一致していることから、定期的に審議を行いたい。

4. 付記

本審議会での意見や要望について、以下のとおり付記する。

- 本答申は審議会委員がそれぞれの立場から検討を加え審議を重ねた結果であるため、本答申の趣旨を十分尊重していただきたい。
- 今後の人口減少や増額後の財政負担を考慮すると、現状の議員定数のまま報酬だけを引き上げるのは市民理解が得られないことから、議員定数を精査すべきではないか。
- 議員の活動に係る経費については、使途は限定的かもしれないが「政務活動費」がある。報酬ではなく、政務活動費の増額を検討してよいのではないか。
- 前回の審議会開催からかなりの期間が空いていることから、審議会の開催時期については、市長や議員の選挙時期を参考に定期的な開催を求める。
- この審議会では特別職の報酬を審議しているが、地域住民を支える活動している市民についても、以前と比べて活動量が多くなっており、人手不足も顕著な状況であることから、処遇改善の検討が必要ではないか。

5. 審議会開催状況

第1回審議会	令和7年7月4日
第2回審議会	令和7年7月23日
第3回審議会	令和7年8月4日
第4回審議会	令和7年10月14日

参考資料 7 : 増額改定案

令和 7 年〇月〇日

日向市長 西村 賢 様

日向市特別職報酬等審議会
会 長 三輪 純司

特別職の報酬等の額について（答申）

令和 7 年 7 月 4 日付け発日職第 1 3 8 号にて、貴職より日向市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に対して諮問のありました、特別職の報酬等の額につきまして、本審議会において慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達しましたので、ここに答申いたします。

記

1. 審議の経過

今回の審議については、平成 8 年 1 2 月の改定以降、特別職の報酬が据え置かれていること、また、平成 1 7 年以降、本審議会が開催されていない状況を踏まえ、審議を行った。この間に社会経済情勢は著しく変化しており、近年は特に物価高騰や賃上げの傾向が続いている状況である。

このような中で特別職の報酬等の額についての諮問を受けたところだが、本審議会においては、県内各市や全国類似都市における議員及び常勤特別職の報酬等の状況、本市の財政状況、人事院勧告の状況等あらゆる角度から検討を進めてきた。その結果、以下のような結論に達した。

2. 審議の結果

議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

（1）報酬等の額

役職名	改定後月額	現行月額	改定額	改定率
市長	〇〇〇, 〇〇〇円	8 6 5 , 0 0 0 円	+ 〇 〇 〇 円	+ 〇 〇 %
副市長	〇〇〇, 〇〇〇円	6 9 2 , 0 0 0 円	+ 〇 〇 〇 円	+ 〇 〇 %
教育長	〇〇〇, 〇〇〇円	6 1 8 , 0 0 0 円	+ 〇 〇 〇 円	+ 〇 〇 %
議長	〇〇〇, 〇〇〇円	4 3 3 , 0 0 0 円	+ 〇 〇 〇 円	+ 〇 〇 %
副議長	〇〇〇, 〇〇〇円	3 7 9 , 0 0 0 円	+ 〇 〇 〇 円	+ 〇 〇 %
議員	〇〇〇, 〇〇〇円	3 5 8 , 0 0 0 円	+ 〇 〇 〇 円	+ 〇 〇 %

参考資料 7 : 増額改定案

(2) 改定の実施時期

改定の実施時期については令和〇年〇月〇日とすることが適当である。

3. 審議内容

審議の主な内容は次のとおりである。

- (1) 平成8年以降、報酬給料の改定がなく、この間物価は上昇しており、昨今では社会の賃上げの傾向が顕著であることから、一定の増額改定は必要との意見があった。
- (2) 物価や最低賃金の上昇など社会経済的要素の変化は顕著であるのに対して、行政及び議会の活動内容や責任は高度化しているが、報酬額は従来のみで推移していることから、現行水準のままでは優秀な人材の確保や職務遂行への期待に対応しきれなくなるとの懸念が大きい。
- (3) 県内他市町村また全国類似団体で報酬引き上げの動きがある中、本市のみが据え置いていることは、地域間競争や将来的な市の発展において課題であり、とりわけ議員報酬については、若い世代の議員参画を促すためには安定した報酬体系が不可欠であるとの認識が共有された。
- (4) 一方で、今後見込まれる人口減少や報酬増額に伴う財政負担、市民理解の必要性、現状でも十分高い水準であることを理由に、増額に対しては慎重な対応を求める意見も多くあった。
- (5) 議員定数削減等による財源確保を組み合わせながら、持続可能な報酬額の検討が望ましいとの意見も多くあった。

以上より、本審議会では職務の高度化や社会経済状況の変化、人材確保への対応等の観点から、特別職の報酬額は引き上げるべきと判断した。

4. 付記

本審議会での意見や要望について、以下のとおり付記する。

- ・ 本答申は審議会委員がそれぞれの立場から検討を加え審議を重ねた結果であるため、本答申の趣旨を十分尊重していただきたい。

参考資料 7 : 増額改定案

- 今後の人口減少や増額後の財政負担を考慮すると、現状の議員定数のまま報酬だけを引き上げるのは市民理解が得られないことから、議員定数を見直すべきではないか。
- 議員の活動に係る経費については、使途は限定的かもしれないが「政務活動費」がある。報酬ではなく、政務活動費の増額を検討してよいのではないか。
- 長年、報酬の改定が行われてこなかったことや、その間に物価の上昇や全体的な賃上げの流れが見られることを踏まえると、報酬を増額する必要性は理解できるが、現状、既に報酬が年収ベースでかなり高額であることを考えると、さらに増額することについては、市民感覚として納得しがたいのではないか。
- 前回の審議会開催からかなりの期間が空いていることから、開催時期については、市長や議員の選挙時期を参考に4年に1度開催するなど、定期的な開催を求める。
- この審議会では特別職の報酬を審議しているが、地域住民を支える活動している市民についても、以前と比べて活動量が多くなっており、人手不足も顕著な状況であることから、処遇改善の検討が必要ではないか。

5. 審議会開催状況

第1回審議会	令和7年7月4日
第2回審議会	令和7年7月23日
第3回審議会	令和7年8月4日
第4回審議会	令和7年10月14日

参考資料 7 : 中間報告案

令和 7 年〇月〇日

日向市長 西村 賢 様

日向市特別職報酬等審議会
会 長 三輪 純司

特別職の報酬等の額について（中間報告）

令和 7 年 7 月 4 日付け発日職第 1 3 8 号にて、貴職より日向市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に対して諮問のありました、特別職の報酬等の額につきまして、本審議会での審議状況を下記のとおり報告いたします。

記

1. 審議日程

- 第 1 回審議会 令和 7 年 7 月 4 日
- 第 2 回審議会 令和 7 年 7 月 2 3 日
- 第 3 回審議会 令和 7 年 8 月 4 日
- 第 4 回審議会 令和 7 年 1 0 月 1 4 日

2. 審議状況

本審議会では、現状、特別職の報酬等について、多角的かつ活発な議論が行われているが、**現時点で増額か据え置きかについて明確な結論を出すには至っていない**というのが実情である。

まず、報酬増額に肯定的な意見としては、地方議員の担う社会的責任や職務の特殊性を重視し、将来的な若年層や多様な人材の参画促進、議員活動の安定的な継続には十分な報酬が不可欠であるという指摘がなされている。

特に、議員活動が平日休日を問わず多岐にわたり、職務専念や生活保障の観点からも現行水準では十分でないとの懸念する声がある。

一方で、現状の報酬額については他自治体や民間との比較、さらには市民感覚から見ても決して低い水準ではなく、人口減少や財政難という社会的背景を踏まえれば、軽々な報酬増額は市民理解が得られないのではないかという慎重論も根強い。加えて、議員定数や報酬以外の政務活動費、議員の評価制度の見直しなど、本質的な構造改革とあわせて議論すべきという認識も多く、報酬単独で是非を議論することへの違和感が委員間に共有されている。

参考資料 7 : 中間報告案

さらに、現在、市民団体から議員の適正化などに係る陳情書が議会に提出されていることから、今後の議会での審議状況を見極めながら、報酬改定の議論をするべきというような意見も委員間では多い状況である。

こうした状況を総合的に勘案すると、今後の議員報酬額については、急いで結論を導くのではなく、より長期的・総合的な視点から、議論を深めていくことが不可欠であると考えられる。

3. 今後の審議について

案①

今後の審議会の開催方法については、所属団体や市民の声を幅広く審議に反映させることを重視し、一定の準備期間を設けたうえで、年度内に改めて開催することとしたい。

案②

今後の審議会の開催方法については、各委員が所属団体で慎重に意見集約を行う余裕を確保しつつ、審議会としても市民や関係団体から寄せられた多様な意見や要望を丁寧を受け止め、その内容を十分に検討できるよう、今年度中の審議会開催を行わず、次年度に改めて開催することとしたい。